

前橋市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年10月10日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	澤	口	俊
同	横	山	勝
同	近	藤	登

内 監

令和7年10月10日

前 橋 市 長 小 川 晶 様

前 橋 市 議 会 議 長 富 田 公 隆 様

前橋市監査委員

関 哲 哉

同

澤 口 俊 行

同

横 山 勝 彦

同

近 藤 登

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）に対する監査

3 監査の対象

(1) 対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、抽出した以下の団体（関係する所管課を含む）

株式会社ロードステーション前橋上武（所管課：観光政策課）

(2) 対象年度

令和6年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和7年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定等に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

(所管課関係)

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

5 監査の実施内容

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、団体から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

更に、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

6 監査期間

令和7年8月19日から同年10月9日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項及び事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 株式会社ロードステーション前橋上武（指摘事項3件、要望事項1件）

ア 申請書の記載及び利用料金の算定について（指摘事項）

施設の利用者から提出される利用許可申請書において、営利目的利用と非営利目的利用に係る区分のチェックが誤っているものなどがあった。また、施設の利用料金の算定において、平日利用と休日利用とでは金額が異なるが、その判定を誤るなど、適正な利用料金を徴収していないものがあった。

申請書の記載内容は利用料金の算定に必要なものであることから、受付の際に、記載内容を十分に確認し、誤っている場合は、利用者に対して記載内容の修正を指導されたい。また、利用料金の算定においては、適正な事務処理となるよう改善されたい。

イ 利用料金の納付について（指摘事項）

施設の利用料金の納付において、利用の翌月に、利用者から納付を受けているものがあった。

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例第8条では、利用料金は利用許可を受ける際に納付しなければならないと規定されていることから、同条例にのっとり適正な事務処理となるよう改善されたい。

ウ 個人情報の取扱いについて（指摘事項）

支払関係書類において、個人情報が含まれる書類を適切に廃棄せずに、裏紙利用しており、不適切な管理状況となっていた。

道の駅まえばし赤城の管理に関する基本協定書別記2の個人情報の管理に関する事項にのっとり、適正な個人情報の管理を行うよう改善されたい。

エ 条例等と利用規約との整合について（要望事項）

施設の利用許可申請の提出について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第3項では、利用の日の前日までに行うものとしているが、道の駅まえばし赤城施設利用規約（以下「利用規約」という。）第6条第1項では、1週間前までに提出しなければならないとしている。

また、利用料金の納付について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条

例（以下「条例」という。）第8条第1項では、許可を受ける際納付しなければならないとしているが、利用規約第9条第2項では、利用当日の利用開始前に支払うものとしているなど、条例又は規則（以下「条例等」という。）と利用規約との整合がとれていないものがあつた。

条例等と利用規約との整合がとれていないことで、利用者の混乱を招くことはもとより、条例等に基づかない事務処理を行うことにもなることから、市所管課と協議を行い、条例等と利用規約との整合を図るよう検討されたい。

(2) 観光政策課（要望事項2件）

ア 年度協定書について（要望事項）

道の駅まえばし赤城の管理に関する年度協定書において、年度当初に締結した年度協定書では、指定管理料の請求月を4月、6月、10月としていたが、指定管理者からの請求がないまま、1月に締結した変更年度協定書では、請求月を1月、3月としていた。

指定管理料の請求月及び支払額については、年間計画書の収支予算等の内容を踏まえ、指定管理者と十分に協議を行い、年度当初から大幅な変更が生じない協定書を締結するよう検討されたい。また、やむを得ない理由等により年間計画に大幅な変更が生じ、変更年度協定書を締結する場合は、速やかに締結するよう検討されたい。

イ 条例等と利用規約との整合について（要望事項）

施設の利用許可申請の提出について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第3項では、利用の日の前日までに行うものとしているが、道の駅まえばし赤城施設利用規約（以下「利用規約」という。）第6条第1項では、1週間前までに提出しなければならないとしている。

また、利用料金の納付について、道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項では、許可を受ける際納付しなければならないとしているが、利用規約第9条第2項では、利用当日の利用開始前に支払うものとしているなど、条例又は規則（以下「条例等」という。）と利用規約との整合がとれていないものがあつた。

条例等と利用規約との整合がとれていないことで、利用者の混乱を招くことはもとより、条例等に基づかない事務処理を行うことにもなることから、指定管理者と協議を行い、条例等と利用規約との整合を図るよう検討されたい。